

日系製造業等に対する投資促進事業 募集要項

1 本事業の目的

本事業は、海外で事業活動（生産活動又は営業活動）を行っており、今後製造業に関し、都内で新たに事業展開（以下「都内投資」という。）を検討している又は進めているが課題を抱えている都内中小事業者への支援を目的としています。

都内投資を促進する背景としては、昨今のエネルギー価格の高騰や円安といった海外での事業リスクを踏まえ都内回帰を志向するケースや、海外での更なる事業展開に向け、都内機能の拡充等に向けた都内投資を推進するケースを想定しており、それらの都内中小事業者が、都内で製造業に関し安定的な生産・供給体制の構築、または新規事業の立ち上げ等を実施するための支援を東京都として実施します。

具体的には、「計画策定サポート」と「実行サポート」を、令和6年度下期～令和7年度上期、令和7年度下期～令和8年度12月までの期間で実施する想定です。

本募集要項は、「計画策定サポート」の支援対象となる事業者の募集に係るものです（「実行サポート」は計画策定サポートを行った支援事業者の中から、令和7年度上期に別途選定予定）。

2 実施スキーム

本事業は、東京都「日系製造業等に対する投資促進事業」の業務受託者であるアクセント株式会社（以下「アクセント」）が、事業の実施主体者である東京都を支援する形で、対象支援事業者の募集・選定、選定された事業者へのサポートを実施します。

3 実施予定のサポート・スケジュール

（1） 計画策定サポート

令和6年度下期から7年度上期の間に、都内投資の実現に向けた計画策定サポートとして、現状分析、中長期戦略・事業計画策定、アクションプラン策定を実施します。

現状分析は、競合他社の状況や新たな事業展開を図る市場動向の調査、社内の生産や販売体制の評価など、支援事業者の内部及び外部環境にかかる現状分析を行います。

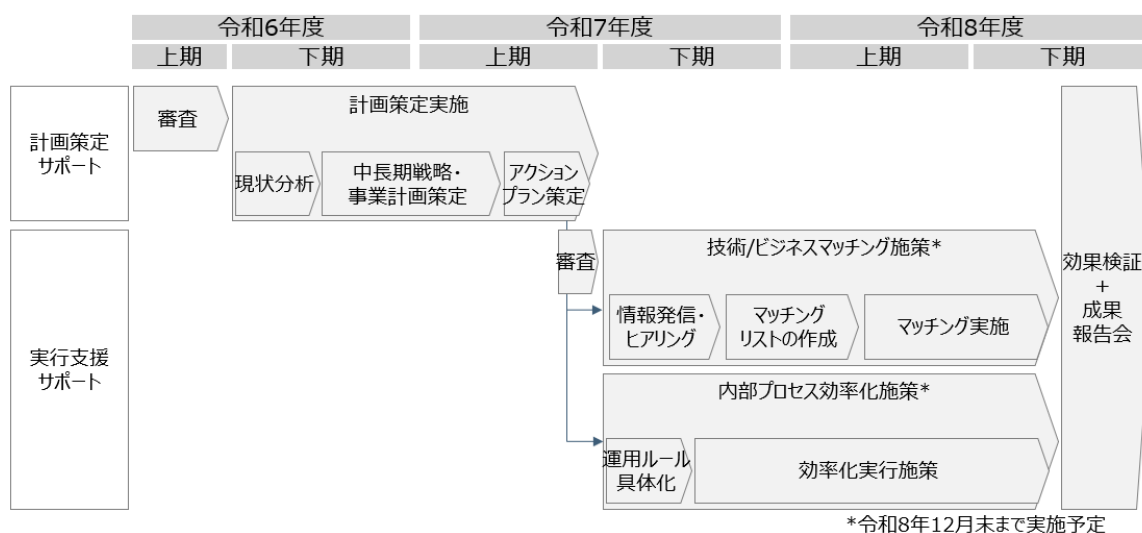
そのうえで、今回の投資が事業者のビジョンの方向性と軌を一にするものであり、どれだけの収益を生み出し、何年で投資額を回収するのかといった中長期戦略を策定し、その実現に向けたロードマップとなる事業計画の策定を支援します。

また、策定した中長期戦略及び事業計画の実現に向けて、製品開発に必要なビジネスパートナーや取引先の確保のほか、労働生産性の向上を図るための取組を盛り込んだアクションプランの策定を支援します。

(2) 実行サポート

計画策定サポートの支援を受けた事業者の中から、都内投資の実現性や効果等を鑑み、実行サポートに進む支援事業者を令和7年上期に審査、選定の上、アクションプランの実行に向けて、新たな事業展開に必要な技術的要素や販路先、拠点等のデジタル化を進める上で必要な要素などを洗い出し、社内に対応できない技術等については、協業先となる事業者を掘り起こした上でマッチング支援を行います。（令和8年12月末まで実施予定）。具体的支援内容は計画策定サポートの結果を踏まえ、各社の状況・アクションプランで策定した施策の優先度等を考慮しながら決定します。

計画策定・実行支援サポートのスケジュール



4 スケジュール

以下の日程にて、書類審査、面接審査を実施します。以下は予定のため、変更する場合があります。

- (1) 書類応募受付（令和6年6月3日（月）～8月2日（金）午後5時）
※申請書類の作成に着手する前に事務局に連絡（「9 応募申込」参照）
- (2) 書類審査結果通知（令和6年8月30日（金））
- (3) 面接審査（令和6年9月2日（月）又は9月6日（金））※令和6年6月11日更新
※上記日程のうちいずれか指定した日の1時間程度を予定（書類審査結果とともに指定日時を通知予定）
※経営者及び実施体制に記載された者と対面での開催を想定
- (4) 面接審査結果通知（令和6年9月20日（金））

また、本事業の応募を検討する事業者に対して、本事業の目的や趣旨、申請要件などの理解を促し、個別の質疑に対応するため、セミナー・事業説明会、個別相談会、質問受付を実施予定です。スケジュール、詳細は「7 セミナー・事業説明会、個別相談会、質問受付について」を参照してください。

5 募集対象事業者の条件

以下の要件をすべて満たす国内事業者とします。

- (1) 中小企業基本法に定める中小企業者に該当する事業者または個人であること（資本金の額又は出資の総額、又は常時使用する従業員の数が各業種ごとに以下の定義に当てはまり（※1）「大企業が実質的に経営に参画（※2）」していないこと）。
 - ・製造業：資本金の額又は出資の総額が3億円以下の企業又は常時使用する従業員の数が300人以下
 - ・卸売業：資本金の額又は出資の総額が1億円以下の企業又は常時使用する従業員の数が100人以下
 - ・小売業：資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の企業又は常時使用する従業員の数が50人以下
 - ・サービス業：資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の企業又は常時使用する従業員の数が100人以下
- (2) 申込時点で、都内において継続的かつ実質的に事業を行っていること。
 - (ア) 法人の場合は都内に登記簿上の本店または支店があり、履歴事項全部証明書で確認できること。
 - (イ) 個人事業主の場合は都内に開業届出があり「個人事業の開業・廃業等の届出書」で確認できること。
- (3) 海外で事業活動（生産活動又は営業活動）を行っており、かつ今後5年以内（令和10年度末まで）に製造業に関し都内投資を検討している又は既に製造業に関し都内投資を推進し始めているが、課題を抱えていること。
※上記に該当すれば、現に製造業を営んでいたり、主たる業種が製造業である必要はありません。
- (4) 本事業による支援を受ける目的及び本事業に求める支援内容が、主に都内の製造機能、研究開発機能に関することであること（ただし、最適な都内機能を設計するにあたり必要な範囲で管理・販売機能や海外での機能についても支援対象とする。）。)
- (5) 法令等に違反して刑罰、許認可等取消し、金銭の納付等の処分を受けたことがなく、現時点においてそれらの処分を受けるおそれのある事実がないこと。
- (6) 事業者にかされる税及び事業者が支払うべき社会保険料等の滞納がないこと。
- (7) 東京都からの指名停止措置が講じられていないこと。また、公的機関（政府及び地

方公共団体並びにそれらの関係機関)との契約における違反がないこと。

- (8) 公共の安全及び秩序を脅かすおそれのある行為を行っておらず、または将来においても行わないこと。
- (9) 政治活動・選挙運動、または宗教活動を目的としていないこと。
- (10) 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)に該当せず、かつ、事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者がいないこと。
- (11) 本プロジェクトと同期間に、同一の内容(都内投資へのコンサルティング支援)で国や他自治体等からの委託や助成等を受けていない、また受ける予定がないこと。

(※1) 「日雇い」「2ヶ月以内の期間限定の雇用」「季節性のある業務に4ヶ月以内の期間限定で雇用」「試用期間中」に該当する場合は「常時使用する従業員」に該当しない。

(※2) 大企業が実質的に経営に参画しているとは以下の場合を指す。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の1/2以上を所有又は出資している場合
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の2/3以上を所有又は出資している場合
- ・大企業の役員又は社員が自社の役員総数の1/2以上を兼務している場合
- ・その他、大企業が実質的に経営に参画していると認められる場合

6 審査及び選定事業者数

(1) 審査方法

書類審査では、申請書の内容を確認し、欠格事由の該当性等の形式審査を行います。また、応募事業者の財務の健全性や技術の有望性、投資の実現可能性などを申請書類から総合的に評価し、面接審査に進む事業者を選定します。

面接審査では、経営者、及び実施体制に記載された者と対面での開催を想定しており、書類審査で提出された内容のなかでも特に重点的に見るべき要件(投資ビジョン、技術の有望性、課題・支援のニーズ等)の評価を行います。

(2) 審査基準

候補事業者の審査は、以下を主な評価の観点とします。

主な評価項目

要件	評価の観点	評価詳細(例)
前提要件	都内事業者である	・(法人) 都内に登記簿上の本店または支店がある ・(個人) 都内に開業届出がある

	中小事業者である	・ 中小企業基本法に定める中小企業者に該当する事業者または個人である（詳細定義は、5 募集対象事業者の条件（1）を参照すること）
	海外で事業を展開している	・ 日本国外にて、事業活動（生産活動又は営業活動）を行っている
	都内投資が見込まれる	・ 5年以内（令和10年度末まで）に、製造業に関し都内投資を検討している。又は既に製造業に関し都内投資を推進し始めているが、課題を抱えている ・ 本事業による支援を受ける目的及び本事業に求める支援内容が、主に都内の製造機能、研究開発機能に関することである（ただし、最適な都内機能を設計するにあたり必要な範囲で管理・販売機能や海外での機能についても支援対象とする。）
審査の視点	都内投資の実現確度の高さ	・ 事業計画、投資ビジョン、投資達成に向けたアクションプラン、実施体制の明確性、具体性 ・ 財務基盤の健全性 ・ 投資によってもたらされると見込まれる申請者の成長性 ・ 都内拠点の製造・研究等の機能の有無又は拠点設置の検討の有無 ・ 直近3年の事業者全体の売上高、経常利益の成長性 ・ ある分野でニッチトップの技術を持つなど保有技術の競合優位性 ・ 経営者の資質
	短期実現の可能性の高さ	・ 事業者単体での投資判断が可能 ・ 都内投資実現にあたり、規制緩和を必要としない
	東京都による支援の必要性	・ 技術・ビジネスマッチング・DX・人材等の課題があり、東京都としてコンサルティングサービスを提供する必要性の有無 ・ 本事業による支援のイメージ、伴走支援期間で目指すゴールの明確性、具体性
	モデルケースとしての適切性	・ 類似業界の企業数が都内に一定数存在 ・ <u>事業全体が他社が参考にするのが難しい特殊な</u>

		<u>ビジネスモデルではない</u> ※令和6年6月14日更新
	事業の目的との合致度	・ 都内投資目的の新規性・発展性(新たな製品開発を目的とした新規事業展開等) ・ 都内製造業発展への貢献度

(3) 選定事業者数

6社以上を予定

7 セミナー・事業説明会、個別相談会、質問受付について

本事業の応募を検討する事業者に対して、本事業の目的や趣旨、申請要件などの理解を促し、個別の質疑に対応するため、セミナー・事業説明会、個別相談会、質問受付を以下の要領で実施します。

セミナー・事業説明会、個別相談会、質問受付 概要

① セミナー・事業説明会	開催日時	第一回：令和6年6月27日（木）14:00～16:00 ・ 第一部セミナー：14:00～15:10 ・ 第二部説明会：15:20～16:00 第二回：令和6年7月2日（火）14:00～16:00 ・ 第一部セミナー：14:00～15:10 ・ 第二部説明会：15:20～16:00
	目的	・ 第一部セミナー：中小企業の生産性向上に関する取組や国内投資トレンドの紹介 ・ 第二部事業説明会：本事業への応募を検討する事業者に対して、本事業の目的や趣旨、申請要件などを説明
	開催場所	TKP東京駅カンファレンスセンター （東京都中央区八重洲1-8-16 新槇町ビル（会議室については参加者に別途ご連絡予定））
	申込方法	Googleフォームにて必要事項を記入し、申し込む URL： https://forms.gle/fYmJnm7tNif73xVS8 もしくは以下QRコードを使用

		 万が一、Googleフォームにて申込が出来ない場合、以下の要領で事務局宛てにメール送付にて申し込む ① 宛先：tmg-invest.office@accenture.com ② 件名：日系製造業等に対する投資促進事業 セミナー・事業説明会申込（貴社名） ③ メール本文：希望参加日時、参加者全員の役職・氏名、代表者の連絡先（事業者名（部署名）、氏名、メールアドレス、電話番号）
	その他	・応募にあたり、セミナー・事業説明会への参加は必須ではありません ・経営者層の参加を推奨します ・第一部又は第二部どちらかのみの参加も可能です ・当日参加も可能ですが、事前申込が定員に達した場合はお断りする場合があります ・当日出席できない事業者のためにアーカイブ視聴も可能とする予定です
②個別相談会	開催日時	令和6年6月3日（月）～令和6年8月2日（金）のうち、1社につき30～45分程度
	目的	応募を検討する事業者に対して、応募要件を満たしているかの相談や、提出書類内容への質問等、個社に応じた相談会を実施
	開催場所	Web開催、もしくは事業者のオフィスにて対面（事業者の希望、事務局の予定を考慮のうえ決定）
	申込方法	以下の要領で事務局宛てにメール送付にて申し込む ① 宛先：tmg-invest.office@accenture.com ② 件名：日系製造業等に対する投資促進事業 個別相談会申込（貴社名） ③ メール本文：相談会希望日時3-5個、対面もしくはWeb会議の希望、連絡先（事業者名（部署名）、氏名、メールアドレス、電話番号）
	その他	・応募にあたり、個別相談会への参加は必須ではありません

③質問受付	開催日時	令和6年6月3日（月）～令和6年8月2日（金）
	目的	応募を検討する事業者に対して、本事業概要や提出書類内容への質問を受け付ける
	形式	メール、及び電話
	受付方法	以下の要領で事務局宛てに質問をメール送付 ① 宛先： tmg-invest.office@accenture.com ② 件名：日系製造業等に対する投資促進事業 質問（貴社名） ③ メール本文：質問内容、連絡先（事業者名（部署名）、氏名、メールアドレス、電話番号） または、事務局（070-2468-6690）に電話にて質問

8 申込時の留意点

（１） 申込時に提出する個人情報の取扱いについて

以下を承諾すること。

- ・受領した個人情報は、東京都及び事務局が本事業の目的の範囲内でのみ利用します。

（２） 事業者及び支援内容の公表

本事業にて選定された事業者の名称及び支援内容についてはモデルケースとして、東京都Webサイト上にて公表及び関連説明会で発表予定のため、これを承諾すること（令和7年度末時点で支援状況を公表予定、令和8年度末に成果発表会を実施予定。公表内容等については事務局と協議）。

9 応募申込

応募を希望する事業者は、以下を確認し、応募を行うこと。

提出期限	令和6年6月3日（月）～8月2日（金）午後5時まで
事前応募希望連絡	応募を希望する場合、申請書類の作成に着手する前に事務局まで連絡（事務局にて応募母集団の全体像を把握し、適切にフォローアップすることが目的） ① 宛先：tmg-invest.office@accenture.com ② 件名：日系製造業等に対する投資促進事業 事前応募希望連絡（貴社名）

	③ メール本文：応募を希望する旨、連絡先（事業者名（部署名）、氏名、メールアドレス、電話番号）
提出書類	【必須】 ・「様式1_申請前確認書」（Excel）及び「様式2_申込書」（Excel） 以下のホームページよりExcelフォーマットをダウンロードの上記載 https://sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/shoko/keiei/toshi/ ・履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は開業届）の写し（PDF） ・決算書の写し直近3期分（PDF） 《企業》①貸借対照表②損益計算書③販売費及び一般管理費明細表 《個人》青色申告決算書（貸借対照表を含む）、個人事業の開業・廃業等の届出書 《未決算企業》①代表者の直近の源泉徴収票 ②資金繰り表（任意様式、申請日から2年分を月ごとに記載） 【任意】 ・申込書に記載の内容を補完する資料 ・中長期計画書 ・製品等のパンフレットやカタログ
申込方法	以下の要領で事務局宛てにメール送付にて提出 ① 宛先：tmg-invest.office@accenture.com ② 件名：日系製造業等に対する投資促進事業 書類申込（貴社名） ③ メール本文：連絡先（事業者名（部署名）、氏名、メールアドレス、電話番号） 添付ファイル：上記の提出書類を添付。容量は最大 <u>20MB</u>とし、<u>20MB</u>を超える場合は、数回に分けて提出すること。 <u>*応募メールを受け付けた際は、事務局より翌営業日の正午までに受付完了メールを返信するため、そちらのメールをもって応募申込完了とします。届かない場合はお手数ですが事務局までご連絡ください。</u> ※令和6年6月11日更新

10 支援中止について

選定された事業者であっても次のいずれかに該当した場合、支援を中止することがあります。

- (1) 支援対象事業者が倒産又は企業整理した場合
- (2) 「5 募集対象事業者の条件」を満たさなくなった場合

- (3) 都内において事業活動の実態がないと認められる場合
- (4) 都内における投資意向がないと認められる場合
- (5) 業績不調等により投資余力が低減し、期間内に計画していた投資が完遂できなくなった場合
- (6) 支援対象事業者から支援不要の申出があった場合
- (7) 申込内容に虚偽や法に反する内容があったと確認された場合
- (8) その他、東京都が支援を行う内容として不適切と判断した場合

1 1 本事業の事務局

本事業は、東京都「日系製造業等に対する投資促進事業」の業務受託者であるアクセントゥア株式会社が、事務局を担当します。

【事務局概要】

- ・事業者名：アクセントゥア株式会社
- ・所在地：東京都港区赤坂1－8－1 赤坂インターシティAIR（受付：8階）
- ・連絡先：（TEL）070－2468－6690
（E-mail）tmg-invest.office@accenture.com
- ・HPリンク：<https://www.accenture.com/jp-ja/about/company/japan>